

人民検察院組織法

目次

第一章 総則	6
第1条 調整範囲	6
第2条 人民検察院の機能, 任務	6
第3条 人民検察院の公訴権行使機能	6
第4条 人民検察院の司法活動検察機能	8
第5条 人民検察院の異議申立て, 建議	9
第6条 人民検察院の各業務	9
第7条 人民検察院の組織及び活動の原則	10
第8条 人民検察院の連携責任	10
第9条 人民検察院の活動に対する機関, 組織, 個人の権限及び責任	10
第10条 人民検察院の活動の監督	11
第11条 人民検察院の記念日及びバッジ	11
第二章 人民検察院の機能, 任務の実行業務	11
第一節 公訴権の行使, 犯罪の告発, 通報及び立件の建議の受付, 解決の検 察	11
第12条 犯罪の告発, 通報及び立件の建議の解決において公訴権を行使 する際の人民検察院の任務, 権限	11
第13条 犯罪の告発, 通報及び立件の建議の受付, 解決を検察する際の 人民検察院の任務, 権限	12
第二節 公訴権の行使及び刑事事件捜査の検察	13
第14条 刑事事件の捜査段階において公訴権を行使する際の人民検察院 の任務, 権限	13
第15条 刑事事件の捜査を検察する際の人民検察院の任務, 権限	13
第三節 起訴段階における公訴権の行使及び司法活動の検察	14
第16条 起訴段階において公訴権を行使する際の人民検察院の任務, 権 限	14
第17条 起訴段階において司法活動を検察する際の人民検察院の任務, 権限	15
第四節 刑事事件の審理における公訴権の行使及び検察	15
第18条 刑事事件の審理段階において公訴権を行使する際の人民検察院 の任務及び権限	15
第19条 刑事事件の審理を検察する際の人民検察院の任務, 権限	15
第五節 人民検察院の捜査機関の捜査業務	16

第 20 条 最高人民検察院の捜査機関及び中央軍事検察院の捜査機関の捜査権限	16
第 21 条 最高人民検察院の捜査機関，中央軍事検察院の捜査機関の公訴権の行使及び法令遵守状況の検察	16
第六節 暫定留置，勾留，刑事判決執行の検察	16
第 22 条 暫定留置，勾留を検察する際の人民検察院の任務，権限	16
第 23 条 暫定留置，勾留活動における不服申立て，告訴の解決	17
第 24 条 暫定留置，勾留における人民検察院の要求，建議，異議申立て，決定を実行する責任	17
第 25 条 刑事判決執行を検察する際の人民検察院の任務，権限	18
第 26 条 刑事判決執行における人民検察院の要求，建議，異議申立て，決定の実行責任	19
第七節 行政事件，民事，婚姻及び家族，経営，商事，労働事件及び法令の規定に基づくその他の事件の解決の検察；民事判決執行，行政判決執行の検察	19
第 27 条 行政事件，民事，婚姻及び家族，経営，商事，労働事件及び法令の規定に基づくその他の事件の解決を検察する際の人民検察院の任務，権限	19
第 28 条 民事判決執行，行政判決執行を検察する際の人民検察院の任務，権限	20
第八節 司法活動における不服申立て，告訴の解決及び不服申立て，告訴の解決に対する検察	21
第 29 条 人民検察院の権限に属する司法活動における不服申立て，告訴の解決	21
第 30 条 司法活動における不服申立て，告訴の解決を検察する際の人民検察院の任務，権限	22
第 31 条 最高人民検察院の司法活動に関する不服申立て，告訴の解決業務の報告責任	22
第九節 公訴権の行使及び司法共助活動の検察	22
第 32 条 刑事司法共助活動において公訴権を行使する際の人民検察院の任務，権限	22
第 33 条 司法共助活動を検察する際の人民検察院の任務，権限	23
第十節 犯罪統計及びその他各業務	23
第 34 条 犯罪統計業務	23
第 35 条 科学研究業務	23
第 36 条 法令制定業務	23

第 37 条	人材創造, 育成業務	23
第 38 条	国際協力	24
第 39 条	法令の普及, 教育業務	24
第三章	人民検察院の組織	24
第 40 条	人民検察院の体系	24
第 41 条	各級人民検察院の任務, 権限	24
第 42 条	最高人民検察院の組織機構	24
第 43 条	最高人民検察院検察委員会	25
第 44 条	高級人民検察院の組織機構	26
第 45 条	高級人民検察院検察委員会	26
第 46 条	省級人民検察院の組織機構	27
第 47 条	省級人民検察院検察委員会	27
第 48 条	県級人民検察院の組織機構	28
第 49 条	人民検察院の設立, 解散	28
第 50 条	軍事検察院の任務, 権限	28
第 51 条	軍事検察院の体系	28
第 52 条	中央軍事検察院の組織機構	28
第 53 条	中央軍事検察院検察委員会	29
第 54 条	軍区等軍事検察院の組織機構	29
第 55 条	軍区等軍事検察院検察委員会	29
第 56 条	区域軍事検察院の組織機構	30
第 57 条	軍事検察院の設立, 解散	30
第四章	人民検察院の幹部, 公務員, 準公務員及びその他の労働者	30
第一節	総則	30
第 58 条	人民検察院の幹部, 公務員, 準公務員及びその他の労働者	30
第 59 条	人民検察院の幹部, 公務員, 準公務員及びその他の労働者の責 任	31
第 60 条	人民検察院の公務員, 準公務員の異動, 配置転換, 派遣	31
第 61 条	人民検察院の公務員, 準公務員及びその他の労働者の管理	32
第二節	各級の人民検察院長官, 副長官	32
第 62 条	最高人民検察院長官	32
第 63 条	最高人民検察院長官の任務, 権限	32
第 64 条	最高人民検察院副長官	33
第 65 条	高級人民検察院長官	33
第 66 条	省級人民検察院長官	34
第 67 条	県級人民検察院長官	34

第 68 条	高級人民検察院，省級人民検察院，県級人民検察院の副長官 ..	34
第 69 条	中央軍事検察院長官	35
第 70 条	軍区等軍事検察院長官	35
第 71 条	区域軍事検察院長官	36
第 72 条	中央軍事検察院，軍区等軍事検察院，区域軍事検察院の副長官	36
第 73 条	公訴権の行使，司法活動の検察における各級の人民検察院長官， 副長官の責任	36
第三節	人民検察院の検察官，検査官	36
第 74 条	検察官	36
第 75 条	検察官の一般的基準	37
第 76 条	検察官の等級	37
第 77 条	初級検察官の任命基準	37
第 78 条	中級検察官の任命基準	37
第 79 条	高級検察官の任命基準	38
第 80 条	最高人民検察院検察官の任命基準	38
第 81 条	特別な場合における検察官の任命	38
第 82 条	検察官の任期	39
第 83 条	検察官の任務，権限及び責任	39
第 84 条	検察官の禁止事項	39
第 85 条	検察官の宣誓	40
第 86 条	最高人民検察院検察官選抜評議会	40
第 87 条	初級検察官，中級検察官，高級検察官の選抜試験評議会	40
第 88 条	検察官の免任	41
第 89 条	検察官の解職	41
第 90 条	検査官	41
第四節	最高人民検察院，中央軍事検察院の捜査機関の長，次長，捜査官及 びその他の職員	42
第 91 条	最高人民検察院，中央軍事検察院の捜査機関の長，次長	42
第 92 条	最高人民検察院，中央軍事検察院の捜査機関の捜査官及びその 他の職員	42
第五章	人民検察院の活動の確保	43
第 93 条	人民検察院の検察官及び捜査官の総定員，人数，等級比率構成	43
第 94 条	経費及び物質的基礎	43
第 95 条	給与制度	44
第 96 条	手当制度	44

第 97 条	制服, 検察官の身分証明書, 捜査官, 検査官の認定書	44
第 98 条	人材創造, 育成制度	44
第 99 条	顕彰, 違反処分	45
第六章	執行条項	45
第 100 条	施行効力	45
第 101 条	施行案内	45

人民検察院組織法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は人民検察院組織法を発行する。

第一章 総則

第1条 調整範囲

本法は、人民検察院の機能、任務、権限及び組織機構；人民検察院における検察官及びその他の役職；人民検察院の活動の確保について定める。

第2条 人民検察院の機能、任務

1. 人民検察院は、公訴権の行使¹及び司法活動の検察を行うベトナム社会主義共和国の機関である。
2. 人民検察院は、憲法及び法令の擁護、人権²、公民権³の擁護、社会主義制度の擁護、国家の利益、組織・個人の権利及び合法的利益の擁護の任務を有し、法律の厳正かつ統一的な執行の確保に貢献する。

第3条 人民検察院の公訴権行使機能

1. 公訴権の行使は、国家が犯罪者⁴に対しその刑事責任を追及する⁵ための刑事訴訟における人民検察院の活動であり、犯罪の告発⁶、通報、立件の建議の解決の時から、刑事事件の立件、捜査、起訴、審理の過程を通じて行われる。
2. 人民検察院は、以下のことを確保するために公訴権を行使する。

¹ 「公訴権の行使」は、原文では“thực hành quyền công tố”である。

² 「人権」は、原文では“quyền con người”である。

³ 「公民権」は、原文では“quyền công dân”である。

⁴ 「犯罪者」は、原文では“người phạm tội”である。

⁵ 「刑事責任を追及する」は、原文では“thực hiện việc buộc tội”である。

⁶ 「告発」は、原文では“tố giác”である。

- a) 全ての犯罪行為，犯罪者が，速やかにかつ厳格明朗に，正しい者，正しい罪，正しい法令により，発見，立件，捜査，起訴，審理され，無実の者の冤罪を生まず，犯罪及び犯罪者が見逃されない。
 - b) いかなる者も，法律に反して，立件され，逮捕され，暫定留置され，勾留され，人権を制限され，公民権を制限されることはない。
3. 公訴権行使機能の実行に際し，人民検察院は，以下の任務，権限を有する。
- a) 立件の要求，違法な事件立件決定又は事件立件しない決定の取消し，捜査機関⁷又は限定的捜査権を有する機関⁸の被疑者立件決定の承認又は不承認；刑事訴訟法に定める場合において，直接，事件立件，被疑者立件を行う；
 - b) 刑事訴訟法の規定に従って，犯罪の告発，通報，立件の建議の解決における，及び立件，捜査，起訴における人権，公民権を制限する各措置の適用，変更，取消しを決定，承認する；
 - c) 犯罪の告発，通報，立件の建議における，及び捜査機関，限定的捜査権を有する機関の立件，捜査におけるその他の違法な各訴訟決定を取り消す；
 - d) 必要なときは，捜査要求を出し，捜査機関，限定的捜査権を有する機関に対して実行を要求する；
 - d) 関係機関，組織，個人に対し，犯罪，犯罪者を明らかにするための資料の提出を要求する；
 - e) 犯罪の告発，通報，立件の建議を直接解決する；犯罪者の刑責を問う決定の根拠を明らかにするため，いくつかの捜査活動を実施する；
 - g) 法律の規定に従って，各司法活動侵害罪，司法活動において生じる汚職，職務に関する犯罪を捜査する；
 - h) 捜査，起訴段階における簡易手続の適用を決定する；
 - i) 公判審理における被告人の起訴，刑事責任の追及を決定する；
 - k) 人民検察院が，冤罪，誤り，犯罪，犯罪者の見逃しを発見した場合において，裁判所の判決，決定に異議を申し立てる
 - l) 刑事訴訟法の規定に従って，犯罪者の刑事責任の追及に係るその他の任務，権限を実行する。

⁷ 「捜査機関」の定義は刑事捜査組織に関する国会常務委員会令（23/2004/PL-UBTVQH11）第1条に規定されている。

⁸ 「限定的捜査権を有する機関」は，原文では“cơ quan được giao nhiệm vụ tiến hành một số hoạt động điều tra”である（直訳すると「いくつかの捜査活動を実施する任務を委ねられた機関」）。刑事捜査組織に関する国会常務委員会令第2条に定義があり，国境警備隊，税関，営林署，海洋警備隊などが規定されている。

第4条 人民検察院の司法活動検察機能

1. 司法活動の検察は、司法活動における機関、組織、個人の各行為、決定の合法性を検察するための人民検察院の活動であり、犯罪の告発、通報、立件の建議の受付及び解決の時から、刑事事件の解決過程を通じて；行政事件、民事、婚姻及び家族、経営、商事、労働事件の解決において；判決の執行、司法活動における不服申立て、告訴⁹の解決において；法令の規定に従ったその他の各司法活動において行われる。
2. 人民検察院は、以下のことを確保するために司法活動を検察する。
 - a) 犯罪の告発、通報及び立件の建議の受付及び解決；刑事事件、行政事件、民事、婚姻及び家族、経営、商事、労働事件の解決；判決の執行；司法活動における不服申立て、告訴の解決；その他の各司法活動が法令の規定に沿って行われること；
 - b) 法令の規定に沿った逮捕、暫定留置、勾留及び懲役刑の執行並びに暫定留置制度、勾留制度及び懲役刑受刑者¹⁰の管理及び教育制度の運用がなされること；被逮捕者、被暫定留置者、被勾留者、懲役刑受刑者の法律による制限を受けていない人権及びその他の各権利、合法的利益が尊重され擁護されること；
 - c) 法的効力を有する裁判所の判決、決定が厳正に執行されること；
 - d) 司法活動における全ての法令違反が、速やかにかつ厳格明朗に発見、処理されること。
3. 司法活動検察機能の実行に際し、人民検察院は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 機関、組織、個人に対し、法令の規定に沿った司法活動を行うこと；その権限に属する司法活動の実施を自己検査し、その結果を人民検察院に報告すること；人民検察院が司法活動における各行為、決定の合法性を検察するための記録、資料を提出することを要求する；
 - b) 直接検察する；司法活動における機関、組織、個人の法令違反を明らかにするための資料を確認、収集する；
 - c) 違反を処理する；権限を有する機関、組織、個人に対し、司法活動における法令違反を克服¹¹し、厳格明朗に処理するよう要求、建議する；関係機関、組織に対し、法令違反及び犯罪の各予防措置を適用するよう建議する；

⁹ 「告訴」は、原文では“tố cáo”である。

¹⁰ 「懲役刑受刑者」は、原文では“người chấp hành án phạt tù”である。

¹¹ 「克服」は、原文では“khắc phục”である。

- d) 法令違反のある裁判所の判決，決定に対して異議を申し立てる；法令違反のある裁判所の行為，決定に対して建議を行う；司法活動におけるその他の権限を有する機関・者の法令違反のある行為，決定に対して異議を申し立てる；
- d) 司法活動における不服申立て，告訴の解決を検察する；その権限に属する不服申立て，告訴を解決する；
- e) 法令の規定に従って，司法活動の検察におけるその他の任務，権限を実行する。

第5条 人民検察院の異議申立て，建議

1. 司法活動における権限を有する機関，個人の行為，判決，決定に重大な法令違反があり，人権，市民権，国家の利益，組織，個人の権利及び合法的利益を侵害した場合，人民検察院は異議を申し立てなければならない。権限を有する機関・者は，法令の規定に従って，人民検察院の異議申立てを解決しなければならない。
2. 司法活動における機関，組織，個人の行為，決定に重大性の乏しい法令違反があり，この条第1項に規定する異議申立ての場合に該当しない場合，人民検察院は，当該機関，組織，個人に対し，法令違反を克服し，法令違反者を厳格明朗に処分するよう建議する；管理活動における不備，落ち度を発見したときは，関係機関，組織に対し，その克服並びに法令違反及び犯罪の各予防措置を適用するよう建議する。関係機関，組織，個人は，法令の規定に従って，人民検察院の建議を検討し，解決し，回答する責任を有する。

第6条 人民検察院の各業務

1. 人民検察院は，以下の各業務により公訴権行使機能を実行する。
 - a) 犯罪の告発，通報及び立件の建議の解決において公訴権を行使する；
 - b) 刑事事件の立件，捜査段階において公訴権を行使する；
 - c) 犯罪の起訴段階において公訴権を行使する；
 - d) 刑事事件の審理段階において公訴権を行使する；
 - d) 幾つかの種類犯罪を捜査する；
 - e) 刑事に関する司法共助活動において公訴権を行使する。
2. 人民検察院は，以下の各業務により司法活動検察機能を実行する。
 - a) 犯罪の告発，通報及び立件の建議の受付，解決を検察する；
 - b) 刑事事件の立件，捜査を検察する；
 - c) 起訴段階における訴訟参加人の法令遵守状況を検察する；
 - d) 刑事事件の審理を検察する；
 - d) 暫定留置，勾留，刑事判決の執行を検察する；

- e) 法令の規定に従って、行政事件、民事、婚姻及び家族、経営、商事、労働及びその他の事件の解決を検察する；
 - g) 民事判決執行、行政判決執行を検察する；
 - h) 法令の規定に従って、権限を有する機関の司法活動における不服申立て、告訴を検察する；その権限に属する司法活動における不服申立て、告訴を解決する；
 - i) 司法共助活動を検察する。
3. 人民検察院のその他の各業務は以下のものを含む。
- a) 犯罪統計を取る；法令を制定する；法令を周知，教育する；
 - b) 人民検察院の構築のための人材を創造，育成する；科学研究を行う；国際協力及びその他の各業務を行う。

第7条 人民検察院の組織及び活動の原則

1. 人民検察院は、長官が領導¹²する。下級人民検察の長官は、上級人民検察院の長官の領導を受ける。各下級人民検察院の長官は、最高人民検察院の長官の統一的な領導を受ける。

上級人民検察院は、下級人民検察院の法令違反を検査し、厳格明朗に処理する責任を有する。上級人民検察院の長官は、下級人民検察院の長官の違法な決定の撤回，中止，取消しをする権限を有する。

2. 最高人民検察院，高級人民検察院，省，中央直轄都市人民検察院，中央軍事検察院，軍区等軍事検察院に，長官が決定する前に，重要事項につき協議し，及び多数に従い決定し，また，各事件，事案に関する意見を聴取するため，この法律第43条，第45条，第47条，第53条及び第55条の規定に従って，検察委員会を設置する。

第8条 人民検察院の連携責任

人民検察院は、効果的な犯罪の予防，対策を行い；司法活動における各種犯罪及び法令違反を速やかにかつ厳格明朗に処理し；法令を周知，教育し；法令を制定し；人材を創造，育成し；犯罪及び法令違反を研究するため，自己の機能，任務の範囲内において，公安機関，裁判所，判決執行機関，監察機関，会計監査機関，その他の各国家機関，ベトナム祖国戦線委員会及び祖国戦線の各構成組織と連携する責任を有する。

第9条 人民検察院の活動に対する機関，組織，個人の権限及び責任

1. 関係機関，組織，個人は，人民検察院の各決定，要求，建議，異議申立てを厳正に執行しなければならない；人民検察院の違法な各行為，決定に対し，

¹² 「領導」は、原文では“lãnh đạo”である。

建議，不服申立て，告訴をすることができる；人民検察院は，法令の規定に従って，解決，回答しなければならない。

2. 人民検察院の行為，決定に根拠がなく，違法であると推定する根拠があるときは，捜査機関，限定的捜査権を有する機関，裁判所及び判決執行機関は，人民検察院に対し，再検討するよう建議，要求することができる。人民検察院は，法令の規定に従って，解決，回答しなければならない。
3. 機関，組織，個人が，人民検察院の公訴権の行使，司法活動の検察活動を妨害，干渉すること；人民検察院の幹部，公務員¹³，準公務員¹⁴及びその他の労働者を中傷するために不服申立て，告訴権を濫用することは厳禁する。

第 10 条 人民検察院の活動の監督

国会，国会の各機関，国会議員，国会議員団，人民評議会，人民評議会議員，ベトナム祖国戦線委員会及び祖国戦線の各構成組織は，法令の規定に従って，人民検察院の活動を監督する。

第 11 条 人民検察院の記念日及びバッジ

1. 人民検察院の記念日は毎年 7 月 26 日とする。
2. 人民検察院のバッジは円形で，赤地，金縁，遠心状に刻まれた光線を有する；中央に浮かぶ金色の五光星を有する；両側に稲穂を有する；下部に剣と盾を有する；盾の上に藍色の半輪の歯及び白金色の“KS”の各文字を有する；バッジの下半分は赤色の絹の帯で囲われ，前面には横に並ぶ「ベトナム社会主義共和国」の文字列を有する。

第二章 人民検察院の機能，任務の実行業務

第一節 公訴権の行使，犯罪の告発，通報及び立件の建議の受付，解決の検察

第 12 条 犯罪の告発，通報及び立件の建議の解決において公訴権を行使する際の人民検察院の任務，権限

1. 犯罪の告発，通報及び立件の建議の解決において，緊急の場合における人の逮捕¹⁵，暫定留置及び人権，公民権を制限するその他の各措置の期間延長を承認する，又は承認しない。

¹³ 「幹部，公務員」は，原文では“cán bộ, công chức”である。幹部，公務員法（22/2008/QH12）参照。

¹⁴ 「準公務員」は，原文では“viên chức”である。準公務員法（58/2012/QH12）参照。

¹⁵ 「緊急の場合における人の逮捕」とは，刑事訴訟法第 81 条の緊急逮捕を意味すると思われる。

2. 犯罪の告発，通報及び立件の建議の解決において権限を有する機関の違法な暫定留置決定，その他の各訴訟決定を取り消す。
3. 必要なときは，検査，確認要求を出し，犯罪の告発，通報及び立件の建議の解決権限を有する機関に対して実行を要求する。
4. 重大な法令違反があることを発見した，又は人民検察院の要求にもかかわらず克服されていない犯罪の見逃しの兆候がある場合において，犯罪の告発，通報及び立件の建議を直接解決する。
5. 犯罪の見逃し，無実の者の冤罪の防止のため，刑事訴訟法の規定に従って，公訴権行使のために任務，権限を実行する。

第13条 犯罪の告発，通報及び立件の建議の受付，解決を検察する際の人民検察院の任務，権限

1. 各機関，組織，個人からの犯罪の告発，通報及び立件の建議を完全に受け付け，解決権限を有する捜査機関へ直ちに移送する。
2. 犯罪の告発，通報及び立件の建議の受付における捜査機関，限定的捜査権を有する機関の法令遵守状況を検察する。捜査機関，限定的捜査権を有する機関は，人民検察院に対し，受け付けた犯罪の告発，通報及び立件の建議を完全かつ速やかに報告する責任を有する。
3. 犯罪の告発，通報及び立件の建議の解決を直接検察する；捜査機関，限定的捜査権を有する機関がした，犯罪の告発，通報及び立件の建議の解決の検査状況，確認状況，記録作成状況及び解決結果を検察する。捜査機関，限定的捜査権を有する機関は，人民検察院に対し，確認，解決の結果を完全かつ速やかに報告する責任を有する。
4. 犯罪の告発，通報及び立件の建議の受付，解決が十分でなく，法令に違反していることを発見したときは，人民検察院は，捜査機関，限定的捜査権を有する機関に対し，以下の各活動を行うよう要求する。
 - a) 法令に沿って，犯罪の告発，通報及び立件の建議を完全に受け付け，検査し，確認し，解決決定を出す。
 - b) 犯罪の告発，通報及び立件の建議の受付，解決を検査し，その結果を人民検察院に報告する。
 - c) 犯罪の告発，通報及び立件の建議の受付，解決における法令違反に関する資料を提出する。
 - d) 法令違反を克服し，違反者を厳しく処分する。
5. 犯罪の告発，通報及び立件の建議の解決権限に関する各紛争を解決する。
6. 刑事訴訟法の規定に従って，犯罪の告発，通報及び立件の建議の受付，解決の検察におけるその他の任務，権限を実行する。

第二節 公訴権の行使及び刑事事件捜査の検察

第14条 刑事事件の捜査段階において公訴権を行使する際の人民検察院の任務、権限

1. 捜査機関、限定的捜査権を有する機関に対し、立件又は事件立件決定、被疑者立件決定の変更、補充を要求する¹⁶。
2. 違法な事件立件決定、事件立件決定の変更又は補充決定、事件立件しない決定を取り消す；違法な被疑者立件決定、被疑者立件決定の変更若しくは補充決定を承認する、又は取り消す。
3. 刑事訴訟法に規定する場合において、立件又は事件立件決定、被疑者立件決定の変更、補充をする。
4. 緊急の場合における人の逮捕、暫定留置及び人権、公民権を制限するその他の各措置の期間延長を承認する、又は承認しない。
5. 法律の規定に従って、逮捕、暫定留置、勾留、各防止措置及び人権、公民権を制限するその他の各措置の適用、変更、取消を決定する。
6. 捜査機関、限定的捜査権を有する機関のその他の各訴訟決定を承認し若しくは承認せず、又は取り消す。
7. 捜査要求を出し、捜査機関、限定的捜査権を有する機関に対して犯罪、犯罪者を明らかにするための捜査を行うよう要求する；捜査機関に対して被疑者の搜索を要求する。
8. 捜査機関、限定的捜査権を有する機関の各命令、決定の承認を検討するに際し、資料、証拠の検査、補充を行う場合、又は人民検察院の要求にもかかわらず克服されていない冤罪、誤り、犯罪、法令違反の見逃しの兆候を発見した場合において、いくつかの捜査活動を直接実施する。
9. 犯罪の告発、通報、立件の建議の解決において、及び立件、捜査において権限を有する者の行為に犯罪の兆候があることを発見したときは、立件し、又は捜査機関に刑事事件の立件を要求する。
10. 捜査期間、暫定留置期間の延長、事件の移送、簡易手続の適用、強制治療措置の適用を決定する。
11. 刑事訴訟法の規定に従って、公訴権行使におけるその他の任務、権限を実行する。

第15条 刑事事件の捜査を検察する際の人民検察院の任務、権限

¹⁶ 「立件」は新規立件を、「事件立件決定・被疑者立件決定の変更、補充」は過去になされた決定の変更、補充を意味するものと思われる。

1. 捜査機関，限定的捜査権を有する機関の事件立件，捜査及び記録作成における法令遵守状況を檢察する。
2. 訴訟参加人の刑事訴訟活動を檢察する；権限を有する機関，組織，個人に対し，法令に違反した訴訟参加人を厳格明朗に処理するよう要求，建議する。
3. 捜査権限に関する紛争を解決する。
4. 必要なときは，立件，捜査における法令遵守状況の檢察のため，捜査機関，限定的捜査権を有する機関に対し，関係資料の提出を要求する。
5. 捜査機関，限定的捜査権を有する機関に対し，立件，捜査における違反を克服するよう建議，要求する。
6. 捜査機関，限定的捜査権を有する機関の長に対し，捜査員，捜査幹部を変更する；訴訟活動において法令に違反した捜査員，捜査幹部を厳格明朗に処理するよう要求する。
7. 関係機関，組織に対し，犯罪及び法令違反の予防措置を適用するよう建議する。
8. 刑事訴訟法の規定に従って，刑事事件の捜査の檢察におけるその他の任務，権限を実行する。

第三節 起訴段階における公訴権の行使及び司法活動の檢察

第 16 条 起訴段階において公訴権を行使する際の人民檢察院の任務，権限

1. 法律の規定に従って，逮捕，暫定留置，勾留，人権，公民権を制限するその他の各措置の適用，変更，取消しを決定する；捜査機関に対し，被疑者の搜索を要求する。
2. 必要な場合において，機関，組織，個人に対し，事件に関係する資料の提出を要求する。
3. 起訴を決定するために資料，証拠を検討，補充する目的があるとき，又は裁判所が補充捜査を要求したものの記録を捜査機関に差し戻す必要がないと認めるとき，いくつかの捜査活動を直接実施する。
4. 事件について，まだ立件，捜査されていない他の犯罪行為，犯罪者が残っていることを発見した場合において，立件又は事件立件決定，被疑者立件決定の変更，補充を決定し，補充捜査のため捜査機関へ記録を差し戻す。
5. 権限に従って起訴するための事件の分離，併合，事件の移送，又は簡易手続の適用，強制的治療措置の適用を決定する。
6. 起訴期限及び各防止措置の適用期間の延長，不延長を決定する。
7. 被疑者の起訴，不起訴を決定する。
8. 事件，被疑者の中止，停止を決定する；事件，被疑者の再起を決定する。

9. 刑事訴訟法の規定に従って、起訴を決定するためのその他の任務、権限を実行する。

第17条 起訴段階において司法活動を検察する際の人民検察院の任務、権限

1. 訴訟参加人の刑事訴訟活動を検察する；権限を有する機関，組織，個人に対し，法令に違反した訴訟参加人を厳格明朗に処理するよう要求，建議する。
2. 関係機関，組織に対し，犯罪及び法令違反の予防措置を適用するよう建議する。
3. 刑事訴訟法の規定に従って，司法活動の検察におけるその他の任務，権限を実行する。

第四節 刑事事件の審理における公訴権の行使及び検察

第18条 刑事事件の審理段階において公訴権を行使する際の人民検察院の任務及び権限

1. 公判審理において，起訴状の朗読又は簡易手続に従った起訴決定，被告人の刑事責任の追及に関するその他の決定を行う。
2. 公判審理において，尋問，論告，論争，事件解決についての意見を述べる。
3. 冤罪，誤り，犯罪，犯罪者の見逃しを発見した場合，裁判所の判決，決定に対して異議を申し立てる。
4. 刑事訴訟法の規定に従って，刑事責任の追及に関するその他の任務，権限を実行する。

第19条 刑事事件の審理を検察する際の人民検察院の任務，権限

1. 各刑事事件の審理における裁判所の法令遵守状況を検察する。
2. 裁判所の判決，決定を検察する。
3. 訴訟参加人の刑事訴訟活動を検察する；権限を有する機関，組織に対し，法令に違反した訴訟参加人を厳格明朗に処理するよう要求，建議する。
4. 異議申立てを検討，決定するため，同級，下級の裁判所に対し，刑事事件記録の送付を求める。
5. 訴訟手続に関する重大な違反がある裁判所の判決，決定に対して異議を申し立てる。
6. 刑事訴訟法の規定に従って，刑事事件の審理の検察におけるその他の要求権，建議権及び任務，権限を実行する。

第五節 人民検察院の捜査機関の捜査業務

第 20 条 最高人民検察院の捜査機関及び中央軍事検察院の捜査機関の捜査権限

最高人民検察院の捜査機関，中央軍事検察院の捜査機関は，法律の規定に従って，捜査機関，裁判所，人民検察院，判決執行機関の幹部，公務員，司法活動の実施権限を有する者による，司法活動において生じた司法活動侵害罪，職務，汚職に関する犯罪を捜査する。

第 21 条 最高人民検察院の捜査機関，中央軍事検察院の捜査機関の公訴権の行使及び法令遵守状況の検察

最高人民検察院，中央軍事検察院は，犯罪の告発，通報及び立件の建議の受付，解決における公訴権の行使及び法律遵守状況の検察を行う；最高人民検察院の捜査機関，中央軍事検察院の捜査機関の立件及び捜査は，この法律の第 12 条，第 13 条，第 14 条及び第 15 条の各規定並びに刑事訴訟法の規定に従って行われる。

第六節 暫定留置，勾留，刑事判決執行の検察

第 22 条 暫定留置，勾留を検察する際の人民検察院の任務，権限

1. 人民検察院は，暫定留置，勾留における権限を有する機関・者の法令遵守状況を検察する。
2. 人民検察院は，暫定留置，勾留を検察する際に，以下の任務，権限を有する；
 - a) 暫定留置場¹⁷，勾留場¹⁸において直接検察する；暫定留置，勾留について被暫定留置者，被勾留者に質問を行う；
 - b) 暫定留置，勾留の記録を検察する；
 - c) 暫定留置場の長，勾留場の監視員に対し，暫定留置，勾留につき自己検査し，その結果を人民検察院に報告すること；暫定留置，勾留の関連記録，資料を提出すること；暫定留置，勾留の状況を報告すること；暫定留置，勾留における法令違反の決定，措置又は行為について回答することを要求する；
 - d) 根拠がなく違法な暫定留置，勾留された者の釈放¹⁹を決定する；

¹⁷ 「暫定留置場」は，原文では“nhà tạm giữ”である。

¹⁸ 「勾留場」は，原文では“trại tạm giam”である。

¹⁹ 「釈放する」は，原文では“trả tự do”（「自由を返す」の意）である。

- d) 暫定留置，勾留における権限を有する機関・者に対し，暫定留置，勾留における法令違反のある決定の執行を中止，修正又は破棄²⁰し，法令違反行為を終了するよう異議申立て，建議，要求し，法令違反者の処分を要求する；
- e) 暫定留置，勾留における犯罪の兆候を有する事案を発見したとき，法令の規定に従って，刑事事件を立件する又は捜査機関に立件を要求する；
- g) 法令の規定に従って，暫定留置，勾留の検察における不服申立て，告訴を解決し，その他の任務，権限を実行する。

第 23 条 暫定留置，勾留活動における不服申立て，告訴の解決

1. 人民検察院は，暫定留置，勾留活動における不服申立て，告訴の解決責任を有する。
2. 暫定留置，勾留における権限を有する機関・者は，被暫定留置者，被勾留者の不服申立て，告訴を受けた時から 24 時間以内にその不服申立て，告訴を人民検察院に送付しなければならない。
3. 県，区，市社，省所属都市及びそれらと同等の人民検察院の長官，省，中央直轄都市の人民検察院の長官，区域軍事検察院の長官，軍区等軍事検察院の長官は，自己の検察責任に属する機関・者の行った，暫定留置，勾留における違法な決定，行為に対する不服申立てを解決する。

上級の検察院の長官は，下級の検察院の長官がした不服申立ての解決に対する不服申立てを解決する権限を有する；上級の検察院の長官の不服申立ての解決決定は法的効力を有する。

4. 検察院の長官は，自己の検察責任に属する機関の行った，暫定留置，勾留における法令違反行為に対する告訴を解決する権限を有する。

法令に規定する期間が経過しても告訴が解決できない場合，上級の検察院の長官はその告訴を解決する権限を有する；上級の検察院の長官の告訴内容に対する結論が最終結論となる。

第 24 条 暫定留置，勾留における人民検察院の要求，建議，異議申立て，決定を実行する責任

1. 暫定留置場の長，勾留場の監視員は，暫定留置，勾留における人民検察院の以下の要求，建議，異議申立て，決定を実行する責任を有する；
 - a) 暫定留置，勾留に関する記録，資料の提出要求は直ちに実行されなければならない；暫定留置，勾留の状況報告要求，暫定留置，勾留における法令違反の決定，措置又は行為についての回答要求は，要求を受けた日か

²⁰ 「破棄」は，原文では“bāi bō”である。

- ら 15 日以内に実行される；暫定留置，勾留の自己検査及び人民検察院に対する結果報告の要求は，要求を受けた日から 30 日以内に実行される；
- b) この法律第 22 条 2 項 d 号に規定する決定は直ちに実行されなければならない；当該決定に賛同しない場合であっても実行しなければならないが，権限を有する上級の検察院に対し不服申立てをすることができる。上級の検察院の長官は，不服申立てを受けた日から 10 日以内に解決しなければならない；
- c) この法律第 22 条 2 項 d 号に規定する異議申立ては，異議申立てを受けた日から 15 日以内に解決されなければならない；異議申立てに賛同しない場合，権限を有する上級の検察院に対し不服申立てをすることができる；上級の検察院は，不服申立てを受けた日から 15 日以内に解決しなければならない；上級の検察院の長官の決定は法的効力を有する。
2. この法律第 22 条 2 項の d 号に規定する建議については，権限を有する機関，組織，個人は，暫定留置，勾留に関する法令の規定に従って，検討，解決，回答しなければならない。

第 25 条 刑事判決執行を検察する際の人民検察院の任務，権限

1. 人民検察院は，裁判所，刑事判決執行機関，限定的刑事判決執行権を有する機関，組織²¹，権限を有する者，刑事判決執行における関係機関，組織，個人の法令遵守状況を検察する。
2. 人民検察院は，刑事判決執行を検察する際，以下の任務，権限を有する。
- a) 裁判所に対し，刑事判決執行決定を出すよう要求する；裁判所，刑事判決執行機関，限定的刑事判決執行権を有する機関，組織に対し，刑事判決執行の自己検査を実施し，その結果を人民検察院に報告するよう；刑事判決執行に関する記録，資料を提出するよう要求する。
- b) 刑事判決執行を直接検察する；刑事判決執行の記録を検察する。省，中央直轄都市の人民検察院は，管轄地域²²における刑務所²³での懲役刑の執行について直接検察する；
- c) 証拠及び違法性がないのに懲役刑の執行を受けている者の即時釈放を決定する；
- d) 刑の執行の免除，延期，停止，中止を提案する；判決執行期間，司法措置執行期間の減免，保護観察期間²⁴の短縮の検討に加わる。

²¹ 「限定的刑事判決執行権を有する機関，組織」は，原文では“cơ quan, tổ chức được giao một số nhiệm vụ thi hành án hình sự”である。

²² 「管轄地域」は，原文では“địa phương”である。

²³ 「刑務所」は，原文では“trại giam”である。

²⁴ 「保護観察期間」は，原文では“thời gian thử thách”である。

- d) 刑事判決執行における権限を有する機関・者の法令違反行為，決定に異議を申し立てる；
- e) 機関，組織，個人に対し，刑事判決執行における法令違反の終了，克服；違反者の厳格明朗な処分を建議，要求する；
- g) 刑事判決執行における犯罪の兆候を有する事案を発見したとき，法令の規定に従って，刑事事件を立件する又は捜査機関に立件を要求する；
- h) 刑事判決執行に関する法令の規定に従って，刑事判決執行の検察におけるその他の任務，権限を実行する。

第 26 条 刑事判決執行における人民検察院の要求，建議，異議申立て，決定の実行責任

1. 法令の規定に沿った刑事判決執行決定の発出要求，刑事判決執行に係る記録，資料の提出要求については，要求を受けた機関，組織，個人は直ちに実行しなければならない。
2. 刑事判決執行の自己検査要求及び人民検察院への結果報告要求については，裁判所，刑事判決執行機関，限定的刑事判決執行権を有する機関，組織は，要求を受けた日から 30 日以内に実行しなければならない。
3. 刑事判決執行における人民検察院のその他の建議，異議申立て，決定，要求については，権限を有する機関，組織，個人は，刑事判決執行法の規定に従って，検討，解決，回答又は執行しなければならない。

第七節 行政事件，民事，婚姻及び家族，経営，商事，労働事件及び法令の規定に基づくその他の事件の解決の検察；民事判決執行，行政判決執行の検察

第 27 条 行政事件，民事，婚姻及び家族，経営，商事，労働事件及び法令の規定に基づくその他の事件の解決を検察する際の人民検察院の任務，権限

1. 立件請願書²⁵，要求書の差戻しを検察する。
2. 事件，事案の受理，解決を検察する。
3. 法令が定める場合において資料，証拠を収集する。
4. 法令の規定に従って，裁判所の公判審理，会議に出席し，事件，事案の解決についての人民検察院の意見を述べる。
5. 裁判所の判決書，決定書を検察する。

²⁵ 「立件請願書」は，原文では“đơn khởi kiện”である。

6. 訴訟参加人の訴訟活動を檢察する；権限を有する機関，組織に対し，法令違反をした訴訟参加人を厳格明朗に処分するよう要求，建議する。
7. 法令違反のある裁判所の判決書，決定書に対し，異議申立て，建議する；裁判所，機関，組織，個人に対し，訴訟活動を実行するよう建議，要求する。
8. 行政，民事，婚姻及び家族，経営，商事，労働事件及び法令の規定に基づくその他の事件の解決の檢察におけるその他の任務，権限を実行する。

第 28 条 民事判決執行，行政判決執行を檢察する際の人民檢察院の任務，権限

1. 裁判所の判決書，決定書の交付²⁶，送付²⁷，解説，訂正を檢察する。
2. 同級及び下級の民事判決執行機関，執行官²⁸，関係機関，組織，個人の判決執行を直接檢察する。
3. 判決執行に関する記録を檢察する。
4. 会議²⁹に参加し，国家予算への納入額に係る判決執行義務の減免についての人民檢察院の意見を述べる。
5. 判決執行における関係機関，組織，個人の活動を檢察する。
6. 同級及び下級の裁判所及び民事判決執行機関，執行官，関係機関，組織，個人に対し，以下の事項を実行するよう要求する。
 - a) 法令の規定に沿った判決執行決定を出す。
 - b) 法令の規定に従って，判決書，決定書を執行する。
 - c) 判決執行を自己検査し，その結果を人民檢察院に報告する。
 - d) 判決執行に関係する記録，資料，物証を提出する。この項第 a 号，b 号及び d 号に規定する要求は直ちに実行されなければならない；この項第 c 号に規定する要求は，要求を受けた日から 30 日以内に実行されなければならない。
7. 同級及び下級の裁判所及び民事判決執行機関，執行官，関係機関，組織，個人に対し，判決執行における責任を完全に果たすよう建議する。
8. 法令の規定に従って，裁判所の決定，同級及び下級の民事判決執行機関の長，執行官の決定，行為に対し，異議申立てをする；判決執行の中止，判決

²⁶ 「交付」は，原文では“cấp”である（裁判所から当事者へ判決書等を交付することを意味する模様。）。

²⁷ 「送付」は，原文では“chuyển giao”である（裁判所から他の国家機関，例えば民事判決執行機関へ判決書等を送付することを意味する模様。）。

²⁸ 「執行官」は，原文では“Chấp hành viên”である。

²⁹ 明記されていないが，裁判所で開かれる会議のことを指すものと思われる（英語版では“court meeting”と表記されている。）。

執行において法令違反のある決定の修正又は破棄，法令違反行為の終了を要求する。

9. 法令の規定に従って，民事判決執行，行政判決執行の検察におけるその他の任務，権限を実行する。

第八節 司法活動における不服申立て，告訴の解決及び不服申立て，告訴の解決に対する検察

第 29 条 人民検察院の権限に属する司法活動における不服申立て，告訴の解決

1. 人民検察院は，以下の各不服申立てを解決する権限を有する。
 - a) 公訴権の行使，司法活動の検察活動における人民検察院の権限を有する者の訴訟行為，決定に対する不服申立て；
 - b) 捜査機関の長の訴訟行為，決定に対する；捜査官又は捜査機関の次長の訴訟決定，行為についての捜査機関の長の不服申立ての解決結果に対する不服申立て；
 - c) 限定的捜査権を有する機関に属する権限を有する者の訴訟行為，決定に対する不服申立て；
 - d) 暫定留置，勾留活動における不服申立て；
 - d) 犯罪人³⁰の管理，教育を行う者の犯罪人の管理，教育行為，決定に対する不服申立て；
 - e) 法令の規定に従ったその他の不服申立て
2. 人民検察院は，以下の各告訴を解決する権限を有する。
 - a) 公訴権の行使，司法活動の検察活動における人民検察院の権限を有する者の法令違反行為に対する告訴；
 - b) 限定的捜査活動を行う権限を有する者の活動における法令違反行為に対する告訴；
 - c) 逮捕，暫定留置，勾留拘留における権限を有する者の法令違反行為に対する告訴；
 - d) 犯罪人の管理，教育を行う者の法令違反行為に対する告訴；
 - d) 法令の規定に従ったその他の告訴
3. 人民検察院は，不服申立て，告訴の解決をする際，以下の任務，権限を有する。
 - a) 不服申立て，告訴を受け付け，分類し，受理し，検査し，確認する；
 - b) 機関，組織，個人に対し，説明，関係記録，資料の提出を要求する；

³⁰ 「犯罪人」は，原文では“phạm nhân”である。

- c) 生じ得る損害を防止するため必要な措置を適用する；
- d) 不服申立ての解決決定を出し，告訴内容に対する結論を出す；
- d) 不服申立て，告訴をした者に対し，不服申立ての解決決定，告訴内容に対する結論を通知する。

第 30 条 司法活動における不服申立て，告訴の解決を検察する際の人民検察院の任務，権限

1. 法令の規定に従って，権限を有する機関による司法活動における不服申立て，告訴の解決を直接検察する。
2. 権限を有する機関に対し，不服申立ての解決決定，告訴内容に対する結論を出すこと；同級及び下級の司法活動に関する不服申立て，告訴の解決を検査し，その結果を人民検察院に報告すること；関係記録，資料を人民検察院に提出することを要求する。
3. 法令の規定に従って，検察した結論を出し，建議権，異議申立て権を実行する。

第 31 条 最高人民検察院の司法活動に関する不服申立て，告訴の解決業務の報告責任

1. 最高人民検察院の長官は，司法活動における不服申立て，告訴の解決業務について国会へ報告する責任を有する。
2. 最高人民裁判所，公安省，国防省，司法省は，6 か月毎及び各年毎に，司法活動における不服申立て，告訴の解決業務について，最高人民検察院に対し，文書で報告する。

最高人民検察院は，最高人民裁判所，公安省，国防省，司法省と連携して，この項の規定の実行の案内を主管する。

第九節 公訴権の行使及び司法共助活動の検察

第 32 条 刑事司法共助活動において公訴権を行使する際の人民検察院の任務，権限

1. 外国の刑事司法共助要請を，立件，捜査のため，ベトナムの権限を有する捜査機関に対して送付することを決定する。
2. 権限を有する外国の機関に対し，証人，鑑定人の召喚；証拠，資料の収集，提供；犯罪者に対する刑事責任の追及を要請する。
3. 権限を有するベトナムの機関が，外国の要請に基づき刑事事件の捜査，起訴，審理を行う場合において，この法律第 14 条，16 条及び 18 条に規定する任務，権限を実行する。

4. 刑事訴訟法及び司法共助法の規定に従って、刑事司法共助において公訴権を行使する際のその他の任務、権限を実行する。

第 33 条 司法共助活動を檢察する際の人民檢察院の任務、権限

1. 刑事、民事、懲役刑受刑中の者の移送、引渡しに関する司法共助活動を実施する機関・者及びこれに参加する者の法令遵守状況を檢察する。
2. 懲役刑受刑中の者の移送、引渡しに関する裁判所の会議に参加し、人民檢察院の意見を述べる。
3. 懲役刑受刑中の者の移送、引渡しに関する裁判所の法令違反のある決定に対して異議申立てをする。
4. 法令の規定に従って、司法共助活動の檢察における要請権、建議権及びその他の任務、権限を実行する。

第十節 犯罪統計及びその他各業務

第 34 条 犯罪統計業務

1. 人民檢察院は、犯罪統計を主管し、刑事統計における各関係機関と連携する責任を有する。
2. 訴訟実施機関³¹及び関係機関は、自己の機能、任務の範囲内において、犯罪統計につき人民檢察院と連携する責任を有する。

第 35 条 科学研究業務

人民檢察院は、自己の機能、任務の範囲内において、機能、任務の実行及び犯罪、法令違反の予防³²、対策³³における闘争に寄与するため、犯罪学及び檢察科学について研究する責任を有する。

第 36 条 法令制定業務

最高人民檢察院は、法律案、国会常務委員会令案を提案、上程する権限を有する；法令制定においてこれを主管し、関係機関、組織と連携する；法令文書の発行に関する法律の規定に従って、その権限に属する法令文書を発行する。

第 37 条 人材創造³⁴、育成³⁵業務

³¹ 「訴訟実施機関」は、原文では“cơ quan tiến hành tố tụng”である。

³² 「予防」は、原文では“phòng”である。

³³ 「対策」は、原文では“chống”である。

³⁴ 「人材創造」は、原文では“đào tạo”である。

³⁵ 「育成」は、原文では“bồi dưỡng”である。

1. 人民検察院は、法令の規定に従って、人民検察院の検察官、捜査官、検査官、その他の公務員及び準公務員の労働力の源を創造し、その水準を高めるため、専門知識、業務の人材創造、育成任務を実行する。
2. 人民検察院の各人材創造、育成施設は、法令の規定に従って、各種形態による人材創造、育成を行うことができる。

第 38 条 国際協力

人民検察院は、法令の規定に従って、人材創造、育成、科学研究において、並びに各司法共助協定及びその他の各国際合意の交渉、締結、加入において、国際協力を行う。

第 39 条 法令の普及、教育業務

人民検察院は、公訴権行使機能、司法活動検察機能の実行を通じて、犯罪及び法令違反の予防、対策へ寄与するため、法令の普及、教育を行う責任を有する。

第三章 人民検察院の組織

第 40 条 人民検察院の体系³⁶

1. 最高人民検察院
2. 高級人民検察院
3. 省、中央直轄都市人民検察院（以下「省級人民検察院」という。）
4. 県、区、市社、省所属都市及びそれらと同等の人民検察院（以下「県級人民検察院」という。）
5. 各級軍事検察院

第 41 条 各級人民検察院の任務、権限

1. 最高人民検察院は、公訴権を行使し、司法活動を検察して、法令の厳正かつ統一的な執行の確保に寄与する。
2. 高級人民検察院は、高級人民裁判所の解決権限の範囲に属する各事件、事案につき、公訴権を行使し、司法活動を検察する。
3. 省級人民検察院、県級人民検察院は、自己の管轄地域の範囲内において、公訴権を行使し、司法活動を検察する。

第 42 条 最高人民検察院の組織機構

1. 最高人民検察院の組織機構は、次のものからなる。
 - a) 検察委員会

³⁶ 「体系」は、原文では“hệ thống”である。

- b) 事務局
 - c) 捜査機関
 - d) 局, 部, 院³⁷及び同等機関
 - d) 人材創造, 育成施設, 報道機関及びその他の公立事業組織³⁸
 - e) 中央軍事検察院
2. 最高人民検察院に, 最高人民検察院長官, 各副長官, 検察官, 検査官; 捜査機関の長, 各次長, 捜査官; その他の公務員, 準公務員及びその他の労働者を置く。

第 43 条 最高人民検察院検察委員会

1. 最高人民検察院検察委員会は, 次のものからなる。
- a) 最高人民検察院長官
 - b) 最高人民検察院の各副長官
 - c) 最高人民検察院長官の提案に基づき国会常務委員会が決定した最高人民検察院検察官数名
2. 最高人民検察院検察委員会の会議は, 以下の重要事項について協議及び決定するため, 最高人民検察院長官が主宰する。
- a) 人民検察部門の業務予定, 計画
 - b) 国会, 国会常務委員会へ上程する法律案, 国会常務委員会令案; 国会, 国会常務委員会, 国家主席へ上程する最高人民検察院長官の報告
 - c) 最高人民検察院の業務機構
 - d) 最高人民検察院長官の意見が最高人民裁判所裁判官評議会の議決と一致しないことについて国会常務委員会へ上程する最高人民検察院長官の報告書; 犯罪の予防, 対策闘争について政府首相へ送る最高人民検察院長官の建議
 - d) 最高人民検察院に在職中の者が, 高級検察官, 中級検察官, 初級検察官への登用試験の受験条件を満たしているかの検討
 - e) 最高人民検察院検察官選抜評議会³⁹に対する最高人民検察院検察官の選抜, 免任⁴⁰, 解職⁴¹の検討の提案
最高人民検察院に在職中の高級検察官, 中級検察官, 初級検察官の再任命, 免任, 解職の検討, 最高人民検察院長官への提案

³⁷ 「院」は, 原文では“viện”である。研究施設を意味することが多いが, 「訴訟遂行を直接の任務とする組織」を指すこともあり, いずれにせよ行政事務を担当する「局」や「部」とは異なる位置付けを与えられている。

³⁸ 「公立事業組織」は, 原文では“đơn vị sự nghiệp công lập”である。

³⁹ 「選抜評議会」は, 原文では“Hội đồng tuyển chọn”である。

⁴⁰ 「免任」は, 原文では“miễn nhiệm”である。

⁴¹ 「解職」は, 原文では“cách chức”である。

3. 検察委員会は、この条第2項の権限を実行するときは議決を行う。検察委員会の議決は、委員総数の過半数の賛成票を得なければならない；賛否同数の場合、長官の意見のある側に従って実行する。
4. 検察委員会は、最高人民検察院長官の要請に基づき、長官の検討、決定に資するため、複雑な刑事事件、行政事件、民事、婚姻及び家族、経営、商事、労働事件について協議し、意見を述べる。

第44条 高級人民検察院の組織機構

1. 高級人民検察院の組織機構は、次のものからなる。
 - a) 検察委員会
 - b) 事務局
 - c) 院及び同等機関
2. 高級人民検察院に、高級人民検察院長官、各高級人民検察院副長官、検察官、検査官、その他の公務員及びその他の労働者を置く。

第45条 高級人民検察院検察委員会

1. 高級人民検察院検察委員会は、次のものからなる。
 - a) 高級人民検察院長官
 - b) 高級人民検察院の各副長官
 - c) 検察官数名
2. 検察委員会の委員の数、この条第1項c号に規定する検察官の数は、高級人民検察院長官の提案に基づき最高人民検察院長官が決定する。
3. 高級人民検察院検察委員会の会議は、以下の重要事項について協議及び決定するため、長官が主宰する。
 - a) 最高人民検察院の業務予定、計画、指示、通達及び決定の実行
 - b) 高級人民検察院の業務総括報告
 - c) 高級人民検察院に在職中の者が、高級検察官、中級検察官、初級検察官への登用試験の受験条件を満たしているかの検討
 - d) 高級人民検察院に在職中の高級検察官、中級検察官、初級検察官の再任命、免任、解職についての検討、最高人民検察院長官への提案
4. 検察委員会は、この条第3項の権限を実行するときは議決を行う。検察委員会の議決は、委員総数の過半数の賛成票を得なければならない；賛否同数の場合、長官の意見のある側に従って実行する。長官が検察委員会委員の多数意見に賛成しないときは、多数の決定に従って実行するものとするが、最高人民検察院長官に報告する権利を有する。

5. 検察委員会は、高級人民検察院長官の要請に基づき、長官の検討、決定に資するため、複雑な刑事事件、行政事件、民事、婚姻及び家族、経営、商事、労働事件について協議し、意見を述べる。

第 46 条 省級人民検察院の組織機構

1. 省級人民検察院の組織機構は、次のものからなる。
 - a) 検察委員会
 - b) 事務局
 - c) 各室及び同等機関
2. 省級人民検察院に、長官、各副長官、検察官、検査官、その他の公務員及びその他の労働者を置く。

第 47 条 省級人民検察院検察委員会

1. 省級人民検察院検察委員会は、次のものからなる。
 - a) 長官
 - b) 各副長官
 - c) 検察官数名
2. 検察委員会の委員の数、この条第 1 項 c 号に規定する検察官の数は、省級人民検察院長官の提案に基づき最高人民検察院長官が決定する。
3. 省級人民検察院検察委員会の会議は、以下の事項について協議及び決定するため、長官が主宰する。
 - a) 最高人民検察院の業務予定、計画、指示、通達及び決定の実行；高級人民検察院の業務予定、計画の実行
 - b) 上級の人民検察院への業務総括報告、同級の人民評議会に対する業務報告
 - c) 省級及び県級人民検察院に在職中の者が、高級検察官、中級検察官、初級検察官への登用試験の受験条件を満たしているかの検討
 - d) 省級及び県級人民検察院に在職中の高級検察官、中級検察官、初級検察官の再任命、免任、解職についての検討、最高人民検察院長官への提案
4. 検察委員会は、この条第 3 項の権限を実行するときは議決を行う。検察委員会の議決は、委員総数の過半数の賛成票を得なければならない；賛否同数の場合、長官の意見のある側に従って実行する。長官が検察委員会委員の多数意見に賛成しないときは、多数の決定に従って実行するものとするが、最高人民検察院長官に報告する権利を有する。
5. 検察委員会は、省級人民検察院長官の要請に基づき、長官の検討、決定に資するため、複雑な刑事事件、行政事件、民事、婚姻及び家族、経営、商事、労働事件について協議し、意見を述べる。

第 48 条 県級人民検察院の組織機構

1. 県級人民検察院の組織機構は、事務局及び各室からなる；室を設置する条件が整っていないところには業務係及び事務補佐機構を置く。
2. 県級人民検察院に、長官、各副長官、検察官、検査官、その他の公務員及びその他の労働者を置く。

第 49 条 人民検察院の設立、解散

高級人民検察院、省級人民検察院、県級人民検察院の設立、解散は、最高人民検察院長官の提案に基づき国会常務委員会が決定する。

第 50 条 軍事検察院の任務、権限

1. 人民検察院の体系に属する各軍事検察院は、軍隊における公訴権の行使、司法活動の検察を行うため、ベトナム人民軍において組織される。
2. 軍事検察院は、自己の機能の範囲内において、この法律第 2 条 2 項に規定する任務を有する；安全、国防、軍隊の規律及び戦闘力を保護し；軍隊における軍人、公務員、準公務員及びその他の労働者の権利及び合法的利益を保護し；すべての犯罪行為及び法令違反が厳格明朗に処理されるべきことを確保する。
3. 軍事検察院は、この法律第二章第一節から第六節まで及び第八節から第十節までに規定する任務、権限を実行し、また、この法律第 28 条に規定する民事判決執行を検察する。

第 51 条 軍事検察院の体系

1. 中央軍事検察院
2. 軍区等⁴²軍事検察院
3. 区域軍事検察院

第 52 条 中央軍事検察院の組織機構

1. 中央軍事検察院は、最高人民検察院の機構に属する。
2. 中央軍事検察院の組織機構は、次のものからなる。
 - a) 検察委員会
 - b) 事務局
 - c) 捜査機関
 - d) 各室及び同等機関
3. 中央軍事検察院に、長官、各副長官、検察官、検査官；捜査機関の長、各次長、捜査官、その他の軍人、公務員、準公務員及びその他の労働者を置く。

⁴² 「軍区等」は、原文では“quân khu và tương đương”である。

第 53 条 中央軍事検察院検察委員会

1. 中央軍事検察院検察委員会は、次のものからなる。
 - a) 長官
 - b) 各副長官
 - c) 検察官数名
2. 検察委員会の委員の数、この条第 1 項 c 号に規定する検察官の数は、中央軍事検察院長官の提案に基づき最高人民検察院長官が決定する。
3. 中央軍事検察院検察委員会の会議は、以下の事項について協議及び決定するため、長官が主催する。
 - a) 軍事検察院の業務予定、計画
 - b) 最高人民検察院長官及び国防大臣に対する中央人民検察院長官の軍事検察院の業務に関する報告
 - c) 国防大臣に対する中央軍事検察院長官の軍隊における犯罪の予防、対策闘争に関する建議
 - d) 中央軍事検察院に在職中の者が、高級検察官、中級検察官、初級検察官への登用試験の受験条件を満たしているかの検討
 - d) 中央軍事検察院に在職中の高級検察官、中級検察官、初級検察官の再任命、免任、解職に関する中央軍事検察院長官から最高人民検察院長官への上程の検討、提案
4. 検察委員会は、この条第 3 項の権限を実行するときは議決を行う。検察委員会の議決は、委員総数の過半数の賛成票を得なければならない；賛否同数の場合、長官の意見のある側に従って実行する。長官が検察委員会の委員の多数意見に賛成しないときは、多数の決定に従って実行するが、最高人民検察院長官に報告する権利を有する。
5. 検察委員会は、中央軍事検察院長官の要請に基づき、長官の検討、決定に資するため、複雑な刑事事件について協議し、意見を述べる。

第 54 条 軍区等軍事検察院の組織機構

1. 軍区等軍事検察院は、次のものからなる。
 - a) 検察委員会
 - b) 各班及び事務補佐機構
2. 軍区等軍事検察院に、長官、各副長官、検察官、検査官、その他の軍人、公務員、準公務員及びその他の労働者を置く。

第 55 条 軍区等軍事検察院検察委員会

1. 軍区等軍事検察院検察委員会は、次のものからなる。
 - a) 長官

- b) 各副長官
 - c) 検察官数名
2. 検察委員会の委員の数，この条第1項c号に規定する検察官の数は，軍区等軍事検察院長官の提案に基づき中央軍事検察院長官が決定する。
 3. 軍区等軍事検察院検察委員会の会議は，以下の事項について協議及び決定するため，長官が主宰する。
 - a) 中央軍事検察院の業務予定，計画の実行
 - b) 中央軍事検察院長官並びに軍区等司令官への業務総括報告
 - c) 軍区等軍事検察院，区域軍事検察院に在職中の者が，高級検察官，中級検察官，初級検察官への登用試験の受験資格を満たしているかの検討
 - d) 軍区等軍事検察院，区域軍事検察院に在職中の高級検察官，中級検察官，初級検察官の再任命，免任，解職に関する中央軍事検察院長官から最高人民検察院長官への上程の検討，提案
 4. 検察委員会は，この条第3項の権限を実行するときは議決を行う。検察委員会の議決は，委員総数の過半数の賛成票を得なければならない；賛否同数の場合，長官の意見のある側に従って実行する。長官が検察委員会の委員の多数意見に賛成しないときは，多数の決定に従って実行するが，中央軍事検察院長官に報告する権利を有する。
 5. 検察委員会は，軍区等軍事検察院長官の要請に基づき，長官の検討，決定に資するため，複雑な刑事事件について協議し，意見を述べる。

第56条 区域軍事検察院の組織機構

1. 区域軍事検察院の組織構成は，業務係及び事務補佐機構からなる。
2. 区域軍事検察院に，長官，各副長官，検察官，検査官，その他の軍人，公務員，準公務員及びその他の労働者を置く。

第57条 軍事検察院の設立，解散

軍区等軍事検察院，区域軍事検察院の設立，解散は，最高人民検察院長官が国防大臣の同意を得て上程し，国会常務委員会が決定する。

第四章 人民検察院の幹部，公務員，準公務員及びその他の労働者

第一節 総則

第58条 人民検察院の幹部，公務員，準公務員及びその他の労働者

1. 人民検察院における司法職は，次のものからなる。
 - a) 各級の人民検察院，軍事検察院の長官及び各副長官
 - b) 検察官

- c) 捜査機関の長及び次長
 - d) 捜査官
 - d) 検査官
2. その他の各公務員，準公務員及びその他の労働者
 3. 軍事検察院に，この条第1項及び第2項に規定する各司法職，公務員，準公務員，その他の労働者及びその他の軍人を置く。

第59条 人民検察院の幹部，公務員，準公務員及びその他の労働者の責任

1. 自己の任務，権限を実行し，及びその任務，権限の実行について法令上の責任を負う。
2. 法令の規定に従って，自己の任務，権限を実行する際に与えた損害を賠償，弁償する⁴³。
3. 国家機密及び業務上の秘密を保持する。
4. 人民を尊重し，人民の監督を受ける。
5. 憲法，法令，人民検察院の規定を厳正に執行する；法令の普及，教育に参加する。
6. 常に学習，研究を行い，専門知識，職業技術の水準を向上させる。

第60条 人民検察院の公務員，準公務員の異動⁴⁴，配置転換⁴⁵，派遣⁴⁶

1. 最高人民検察院長官は，以下の事項について決定する。
 - a) 人民検察院間での公務員，準公務員の異動，配置転換を行う。必要などきは，同一の省，中央直轄都市における人民検察院間での公務員の異動，配置転換を行う。⁴⁷
 - b) 任務の必要に基づき，人民検察院の公務員，準公務員を，国家機関又はその他の機関に派遣する。
2. 省級人民検察院長官は，同一の省，中央直轄都市における人民検察院間での公務員の異動，配置転換について決定する。
3. 国防大臣は，以下の事項について決定する。

⁴³ 「弁償する」は，原文では“bồi hoàn”である。

⁴⁴ 「異動」は，原文では“điều động”であり，幹部，公務員法第7条10項に定義がある。業務内容の変更を伴う（通常の）人事異動である。

⁴⁵ 「配置転換」は，原文では“luân chuyển”であり，公務員法第7条11項に定義がある。組織の指導的地位にある者が，指導者としての育成を受け続けながら，他の部局へ配置換えされるという含みを持つ。

⁴⁶ 「派遣」は，原文では“biệt phái”であり，公務員法第7条12項に定義がある。勤務場所の変更以外の業務内容の変更を伴わない人事異動であり，派遣期間は3年を超えてはならない等の制約がある。

⁴⁷ 明文にはないが，前段は省をまたいだ異動，配置転換を指している模様。

- a) 最高人民検察院長官の同意を得て、同一の軍区等に属さない軍事検察院間での検察官，検査官，その他の軍人，公務員，準公務員の異動，配置転換を行う。
 - b) 最高人民検察院長官の同意を得て，任務の必要に基づき，軍事検察院の検察官，捜査官，検査官，その他の軍人，公務員，準公務員を国家機関又はその他の機関に派遣する。
4. 軍区等司令官は，中央軍事検察院長官の同意を得て，軍区等直轄軍事検察院間での検察官，検査官，その他の軍人，公務員，準公務員の異動，配置転換について決定する。

第 61 条 人民検察院の公務員，準公務員及びその他の労働者の管理

1. 最高人民検察院長官は，法令の規定に従って，各級の人民検察院の公務員，準公務員及びその他の労働者を統一的に管理し，清廉，強固な人民検察院の構築を確保する。
2. その他の各人民検察院の長官は，自己の任務，権限の範囲内において，この法律の規定及び最高人民検察院長官の業務分配，等級区分に従って，検察院の公務員及びその他の労働者の管理について責任を負う。

第二節 各級の人民検察院長官，副長官

第 62 条 最高人民検察院長官

1. 最高人民検察院長官は，国家主席の提案に基づき，国会が選任⁴⁸，免任⁴⁹，罷免⁵⁰する。
2. 最高人民検察院長官の任期は，国会の任期に従う。国会の任期終了後，最高人民検察院長官は，新期国会が最高人民検察院長官を選出するまでの間，引き続き任務を行う。

第 63 条 最高人民検察院長官の任務，権限

1. 人民検察院の任務，業務計画の実行及び人民検察院の構築を領導，指導，案内，監察，検査する；最高人民検察院の業務に関する事項を決定する。
2. 通達，決定，指示，規約⁵¹，規定⁵²，業務規則⁵³を発行し，人民検察院に適用する。

⁴⁸ 「選任」は，原文では“bầu”である。

⁴⁹ 「免任」は，原文では“miễn nhiệm”である。

⁵⁰ 「罷免」は，原文では“bãi nhiệm”である。

⁵¹ 「規約」は，原文では“điều lệ”である。

⁵² 「規定」は，原文では“quy chế”である。

3. 最高人民検察院の業務機構を定め、国会常務委員会に上程して承認を得る；下級の人民検察院の業務機構を決定する；国防大臣の同意を得て、軍事検察院の業務機構を定め、国会常務委員会に上程して承認を得る。
4. 最高人民検察院副長官，最高人民検察院検察官の任命，免任，解職を国家主席に上程する。
5. 高級検察官，中級検察官，初級検察官，各級の捜査官，各級の検査官を任命，免任，解職する。
6. 自己の権限に属する各指導職，管理職を任命，免任，解職する。
7. 法律，国会常務委員会令の制定について建議する；法律の規定に従って，法律案，国会常務委員会令案の起草及び上程を指導する；国会常務委員会に対し，憲法，法律，法令の解釈を要請する。
8. 死刑判決を受けた者が減刑を請願⁵⁴した場合において，国家主席に自己の意見を上程する。
9. 人民検察院の公訴権の行使，司法活動の検察の経験の総括の実行を指導，組織する。
10. 法令の統一的適用の案内に関する最高人民検察院裁判官評議会の会議に参加する。
11. 犯罪及び法令違反の予防，対策闘争業務において政府，各省庁，部門に建議する。
12. 国会に対して責任を負い，業務を報告する；国会の会期中でないときは，国会常務委員会及び国家主席に対して責任を負い，業務を報告する；国会議員の質問，建議，要求に回答する。
13. 法令の規定に従って，その他の任務，権限を実行する。

第 64 条 最高人民検察院副長官

1. 最高人民検察院副長官は，最高人民検察院長官の提案に基づき，国家主席が任命，免任，解職する。
2. 最高人民検察院副長官は，最高人民検察院長官が業務分配した又は委任した任務，権限，及び法令の規定に基づくその他の任務，権限を実行する；自己の任務，権限の実行について，長官に対する責任及び法令上の責任を負う。
3. 最高人民検察院副長官の任期は，任命された日から 5 年間である。

第 65 条 高級人民検察院長官

1. 高級人民検察院長官は，最高人民検察院長官が任命，免任，解職する。
2. 高級人民検察院長官は，以下の任務，権限を有する。

⁵³ 「業務規則」は，原文では“ché độ công tác”である。

⁵⁴ 「減軽を請願」は，原文では“xin ân giảm”である。

- a) 高級人民検察院の任務，業務計画の実行を指導，調整，検査する；高級人民検察院の業務に関する各事項を決定する；最高人民検察院長官に対し，業務について責任を負い，報告する。
 - b) 省級人民検察院，県級人民検察院の公訴権の行使及び審理の検察に係る業務活動を指導，案内，検査する。
 - c) 法令の規定に従って，その他の任務，権限を実行する。
3. 高級人民検察院長官の任期は，任命された日から5年間である。

第66条 省級人民検察院長官

1. 省級人民検察院長官は，最高人民検察院長官が任命，免任，解職する。
2. 省級人民検察院長官は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 省級人民検察院の任務，業務計画の実行を指導，調整，監察，検査する；省級人民検察院の業務に関する各事項を決定する；最高人民検察院長官に対し，省級及び直轄する下級の人民検察院の業務について責任を負い，報告する；高級人民検察院長官に対し，省級及び直轄する下級の人民検察院の公訴権の行使及び審理の検察に係る業務報告を行う。
 - b) 直轄する県級人民検察院の活動を指導，案内，監察，検査する。
 - c) 省・中央直轄都市の人民評議会に対し，自己及び下級の人民検察院の業務を報告する；同級の人民評議会議員の質問，建議，要求に回答する。
 - d) 法令の規定に従って，その他の任務，権限を実行する。
3. 省級人民検察院長官の任期は，任命された日から5年間である。

第67条 県級人民検察院長官

1. 県級人民検察院長官は，最高人民検察院長官が任命，免職，解職する。
2. 県級人民検察院長官は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 自己の人民検察院の任務，業務計画の実行を指導，調整，検査し，その業務に関する各事項を決定し，法令の規定に従って，その他の任務，権限を実行する；省級人民検察院長官に対し，業務について責任を負い，報告する；要求があるときは，高級人民検察院長官に対し，公訴権の行使及び審理の検察に係る業務報告を行う。
 - b) 人民評議会に業務を報告し，法令の規定に従って，人民評議会の議員の質問，建議，要求に回答する。
3. 県級人民検察院長官の任期は，任命された日から5年間である。

第68条 高級人民検察院，省級人民検察院，県級人民検察院の副長官

1. 高級人民検察院，省級人民検察院，県級人民検察院の副長官は，最高人民検察院長官が任命，免任，解職する。

2. 高級人民検察院，省級人民検察院，県級人民検察院の副長官は，法令の規定に従って，自己の人民検察院長官の業務分配又は委任に基づき，任務，権限を実行する；任務，権限の実行について，自己の人民検察院長官に対する責任及び法令上の責任を負う。
3. 高級人民検察院，省級人民検察院，県級人民検察院の副長官の任期は，任命された日から5年間である。

第 69 条 中央軍事検察院長官

1. 中央軍事検察院長官は，最高人民検察院副長官であり，最高人民検察院長官の提案に基づき，国防大臣の同意を得て，国家主席が任命，免任，解職する。
2. 中央軍事検察院長官は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 軍事検察院の任務，業務計画の実行及び軍事検察院の構築を領導，指導，案内，検査する；中央軍事検察院の号無に関する事項を決定する。
 - b) 最高人民検察院長官及び国防大臣に対し，軍事検察院の業務を報告する。
 - c) 最高人民検察院長官に対し，中央軍事検察院副長官；軍区等軍事検察院，区域軍事検察院の長官，副長官；軍事検察院の検察官，捜査官の任命，免任，解職を提案する。
 - d) 軍事検察院の各級の検査官を任命，免任，解職する。
 - d) 法令の規定及び最高人民検察院長官，国防大臣の業務分配に従って，その他の任務，権限を実行する。
3. 中央軍事検察院長官の任期は，任命された日から5年間である。

第 70 条 軍区等軍事検察院長官

1. 軍区等軍事検察院長官は，中央軍事検察院長官の提案に基づき，最高人民検察院長官が任命，免任，解職する。
2. 軍区等軍事検察院長官は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 自己の軍事検察院の任務，業務計画の実行を指導，調整，検査し，その業務に関する各事項を決定する；中央軍事検察院長官に対し，自己の軍事検察院及び直轄する下級の軍事検察院の業務について責任を負い，報告する；軍区等政治機関⁵⁵が毎年開催する軍人代表会議⁵⁶における質問に回答する。
 - b) 直轄する区域軍事検察院の活動を指導，案内，検査する。
 - c) 法令の規定に従って，その他の任務，権限を実行する。
3. 軍区等軍事検察院長官の任期は，任命された日から5年間である。

⁵⁵ 「軍区等政治機関」は，原文では“cơ quan chính trị quân khu và tương đương”である。

⁵⁶ 「軍人代表会議」は，原文では“Hội nghị đại biểu quân nhân”である。

第71条 区域軍事検察院長官

1. 区域軍事検察院長官は、中央軍事検察院長官の提案に基づき、最高人民検察院長官が任命、免任、解職する。
2. 区域軍事検察院長官は、自己の軍事検察院の任務、業務計画の実行を指導、案内、検査し、その業務に関する各事項を決定し、法令の規定に従って、その他の任務、権限を実行する；上級の軍事検察院長官に対し、業務について責任を負い、報告する。
3. 区域軍事検察院長官の任期は、任命された日から5年間である。

第72条 中央軍事検察院、軍区等軍事検察院、区域軍事検察院の副長官

1. 中央軍事検察院、軍区等軍事検察院、区域軍事検察院の副長官は、中央軍事検察院長官の提案に基づき、最高人民検察院長官が任命、免任、解職する。
2. 中央軍事検察院、軍区等軍事検察院、区域軍事検察院の副長官は、自己の軍事検察院長官の事務分配又は委任に基づく任務、権限及び法令の規定に基づくその他の任務、権限を実行する；任務、権限の実行について、自己の軍事検察院長官に対する責任及び法令上の責任を負う。
3. 中央軍事検察院、軍区等軍事検察院、区域軍事検察院の副長官の任期は、任命された日から5年間である。

第73条 公訴権の行使、司法活動の検察における各級の人民検察院長官、副長官の責任

人民検察院の長官、副長官は、公訴権を行使し、司法活動を検察する際、憲法、法令を厳正に執行しなければならない、立件、逮捕、拘禁⁵⁷、留置、起訴、争訟、異議申立てにおける自己の行為、決定及び自己の権限に属するその他の各行為、決定について法令上の責任を負わなければならない；違法行為をした場合、その違反の性質、程度により、懲戒処分⁵⁸、行政処分をなされ、又は刑事責任を追及される；損害を与えた場合、法令の規定に従って、賠償、弁償しなければならない。

第三節 人民検察院の検察官、検査官

第74条 検察官

検察官は、公訴権行使、司法活動検察の機能を実行するため、法令の規定に基づき任命される者である。

⁵⁷ 「拘禁」は、原文では“giam”である（ただし、刑事訴訟法上の概念ではない。）。

⁵⁸ 「懲戒処分」は、原文では“xù lý kǎi luật”である。

第 75 条 検察官の一般的基準

1. 祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に忠誠を尽くすベトナム公民であり、優れた道徳的資質を有し、清廉、忠実で、強固な政治力があり、社会主義的法制度を断固として擁護する精神を有する者である。
2. 法学士以上の学位を有する。
3. 検察業務について育成を受けた。
4. この法律の規定に基づく実践的業務に従事した期間を有する。
5. 与えられた任務を完遂することができる健康を有する。

第 76 条 検察官の等級

1. 人民検察院の検察官の等級は、次のものからなる。
 - a) 最高人民検察院検察官
 - b) 高級検察官
 - c) 中級検察官
 - d) 初級検察官
2. 最高人民検察院には、4 等級の検察官を配置することができる；中央軍事検察院には、最高人民検察院検察官である長官を置き、高級、中級、初級の各等級の検察官を配置することができる；その他の検察院には、高級、中級、初級の各等級の検察官を配置することができる。

第 77 条 初級検察官の任命基準

この法律第 75 条に規定する基準を満たし、かつ、以下の各条件を備える者は、人民検察院の初級検察官に任命されることができる；軍隊の士官に在籍中であれば、軍事検察院の初級検察官に任命されることができる。

1. 4 年以上の法令業務に従事した期間を有する。
2. 公訴権の行使、司法活動の検察を実行する能力を有する。
3. 初級検察官試験に合格した。

第 78 条 中級検察官の任命基準

1. この法律第 75 条に規定する基準を満たし、かつ、以下の条件を備える者は、人民検察院の中級検察官に任命されることができる；軍隊の士官に在籍中であれば、軍事検察院の中級検察官に任命されることができる。
 - a) 5 年以上、初級検察官であった。
 - b) 公訴権の行使、司法活動の検察を実行する能力を有する。
 - c) 公訴権の行使、司法活動の検察業務について、初級検察官を案内する能力を有する。
 - d) 中級検察官試験に合格した。

2. 人民検察院の幹部の需要がある場合においては、10年以上の法令業務に従事した期間を有し、この法律第75条、この条第1項b号、c号及びd号に規定する基準を満たす者は、人民検察院の中級検察官に任命されることができる；軍隊の士官に在籍中である場合は、軍事検察院の中級検察官に任命される。

第79条 高級検察官の任命基準

1. この法律第75条に規定する基準を満たし、かつ、以下の条件を備える者は、人民検察院の高級検察官に任命されることができる；軍隊の士官に在籍中であれば、軍事検察院の高級検察官に任命されることができる。
 - a) 5年以上、中級検察官であった。
 - b) 公訴権の行使、司法活動の検察を実行する能力を有する。
 - c) 公訴権の行使、司法活動の検察業務について、下級の検察官を案内する能力を有する。
 - d) 高級検察官試験に合格した。
2. 人民検察院の幹部の要請がある場合においては、15年以上の法令業務に従事した期間を有し、この法律第75条、この条第1項b号、c号及びd号に規定する基準を満たす者は、人民検察院の高級検察官に任命されることができる；軍隊の士官に在籍中である場合は、軍事検察院の高級検察官に任命されることができる。

第80条 最高人民検察院検察官の任命基準

1. この法律第75条に規定する基準を満たし、かつ、以下の条件を備える者は、最高人民検察官に選抜、任命されることができる。
 - a) 5年以上、高級検察官であった。
 - b) 最高人民検察院の公訴権行使、司法活動検察業務を指導、調整する能力を有する。
 - c) 最高人民検察院の権限に属する重要課題の解決能力を有する。
2. 人民検察院の幹部の要請がある場合においては、20年以上の法令業務に従事した期間を有し、この法律第75条、この条第1項b号及びc号に規定する基準を満たす者は、最高人民検察院検察官に選抜、任命されることができる。

第81条 特別な場合における検察官の任命

特別な場合において、権限を有する機関、組織が各級の人民検察官を領導するために異動させた者であって、初級検察官、中級検察官、高級検察官の業務に従事した期間又は法令業務に従事した期間を十分に有さないものの、この法律第75条に規定する基準並びに第77条2項、第78条から第80条の各第1項

b号及びc号に規定する条件を満たす者は、初級検察官、中級検察官、高級検察官、最高人民検察院検察官に選抜、任命されることができる。

第82条 検察官の任期

検察官の最初の任期は5年である；再任命された又は進級した場合は10年である。

第83条 検察官の任務、権限及び責任

1. 検察官は、公訴権を行使し、司法活動を検察する際、法令を遵守し、人民検察院長官の指導に従う。

検察官は、公訴権の行使、審理における争訟及び司法活動の検察における自己の行為、決定について、法令を遵守し、法令上の責任を負わなければならない。

検察官は、人民検察院長官の決定を執行しなければならない。その決定が違法であると信じる根拠があるときは、検察官は与えられた任務を拒否することができるが、その旨を速やかに文書で長官に報告しなければならない；長官が当該決定の執行を維持する場合、書面を發出しなければならないが、検察官はそれを執行しなければならないが、執行することによる悪影響に対して責任を負わず、同時に、権限を有する上級の人民検察院長官に報告する。決定をした長官は、自己の決定について法令上の責任を負う。

人民検察院長官は、検察官が与えられた任務を実行する際に犯した法令違反について厳格明朗に検査し、処理する責任を負う；検察官の違法な各決定を撤回、中止又は取り消す権限を有する。

2. 検察官が、公訴権を行使し、司法活動を検察する際の具体的な任務、権限は法律で定める。

3. 複数の検察官が解決に参加する事件では、下級の検察官は上級の検察官の事務分配、指導に従わなければならない。

4. 検察官は、任務を実行する際、法令の規定に従って、決定を出し、結論し、要求し、建議する権限を有する。

第84条 検察官の禁止事項

1. 法令が、幹部、公務員がしてはならないと規定する事項

2. 法令の規定に沿わずに、事件、事案の解決について、被逮捕者、被暫定留置者、被疑者、被告人、当事者又はその他の訴訟参加人に助言を与えること

3. 事件、事案の解決に干渉し、又は自らの影響力を利用して、事件、事案の解決責任を有する者に圧力を加えること

4. 与えられた任務によらず、又は権限を有する者の承諾を得ずに、事件、事案の記録、資料を機関外に持ち出すこと
5. 規定された場所以外で、自己が解決権限を有する事件における被疑者、被告人、当事者又はその他の訴訟参加人と面会すること

第 85 条 検察官の宣誓

各等級の検察官に任命された者は、次の宣誓をしなければならない。

1. 祖国に対して絶対的な忠誠を誓い、全身全霊で人民に奉仕すること
2. 全ての犯罪及び法令違反に対して妥協せず闘争すること
3. 憲法、法令、道理及び社会の公平を断固として擁護すること
4. ホーチミン主席の教えである「公明、誠実、客観、慎重、謙遜」に従い、絶えず奮闘し、学習し、働くこと
5. 人民検察院の規律、組織活動の原則を厳正に執行すること

第 86 条 最高人民検察院検察官選抜評議会

1. 最高人民検察院検察官選抜評議会は、最高人民検察院長官が議長となり、国防省、内務省、ベトナム祖国戦線中央委員会、中央ベトナム法律家協会の指導部の代表者が各委員となる。

最高人民検察院検察官選抜評議会委員の名簿は、最高人民検察院長官の提案に基づき、国会常務委員が決定する。

2. 最高人民検察院検察官選抜評議会は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 最高人民検察院長官が国家主席に対して任命を上程するため、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、最高人民検察院検察官の基準を満たす者を選抜する。
 - b) 最高人民検察院長官が国家主席に対して免任を上程するため、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、最高人民検察院検察官がこの法律第 88 条 2 項に規定する検察官の職を免任され得る場合を検討する。
 - c) 最高人民検察院長官が国家主席に対して解職を上程するため、最高人民検察院検察委員会の提案に基づき、この法律第 89 条 2 項に規定する検察官の職を解職され得る場合を検討する。
3. 最高人民検察院検察官選抜評議会は、集団体制で業務を行う；選抜評議会の決定は、委員総数の過半数の賛成票を得なければならない

第 87 条 初級検察官、中級検察官、高級検察官の選抜試験評議会⁵⁹

⁵⁹ 「選抜試験評議会」は、原文では“Hội đồng thi tuyển”である（裁判所における同等組織の名称は“Hội đồng thi tuyển chọn”であるが、意味は変わらないため、同じ「選抜試験評議会」の訳語を充てた。）。

1. 初級検察官，中級検察官，高級検察官選抜試験評議会は，最高人民検察院長官が議長となり，最高人民検察院副長官 1 名，中央軍事検察院長官，国防省，内務省，ベトナム祖国戦線中央委員会の指導部の代表者が各委員となる。
初級検察官，中級検察官，高級検察官選抜試験評議会の名簿は，最高人民検察院長官が決定する。
2. 初級検察官，中級検察官，高級検察官選抜試験評議会は，以下の任務，権限を有する。
 - a) 初級検察官，中級検察官，高級検察官の選抜試験を実施する。
 - b) 合格者名簿を公表する。
 - c) 最高人民検察院長官に対し，合格者を初級検察官，中級検察官，高級検察官へ任命するよう提案する。
3. 初級検察官，中級検察官，高級検察官選抜試験評議会の業務規則は，最高人民検察院長官が定める。

第 88 条 検察官の免任

1. 検察官は，定年退職，辞職，他の部門への転職により，当然に検察官の職を免任される。
2. 検察官は，健康上，家庭環境上の理由又は与えられた任務を完遂することができないと認められるその他の理由により，検察官の職を免任されることがある。

第 89 条 検察官の解職

1. 検察官は，法的効力を生じた裁判所の判決により有罪とされたとき，当然に検察官の職を解職される。
2. 検察官は，次の各場合の一に該当する場合，違反の性質，程度により検察官の職を解職されることがある。
 - a) 公訴権の行使，司法活動の検察において違反した。
 - b) この法律第 84 条の規定に違反した。
 - c) 道徳的資質について違反した。
 - d) その他の法令違反行為をした。

第 90 条 検査官

1. 検査官は，検察官の公訴権の行使，司法活動の検察を補佐するため，法令の規定に従って任命される者である；人民検察院長官の業務分配に従って，その他の任務，権限を実行する。
2. 検査官には，以下の各等級がある。
 - a) 検査官

- b) 主任検査官
- c) 高級検査官
- 3. 検査官の任命基準、進級条件は、最高人民検察院長官の提案に基づき、国会常務委員会が定める。
- 4. 検査官は、以下の任務、権限を有する。
 - a) 事件、事案の記録を研究し、その結果を検察官に報告する。
 - b) 事件、事案の検察記録を作成する。
 - c) 検察官が公訴権を行使し、司法活動を検察する際において、その他の活動の実行を補佐する。
 - d) 長官の業務分配に従って、その他の任務、権限を実行する。
- 5. 検査官は、自己の任務、権限の実行について、法令上の責任、検察官及び人民検察院長官に対する責任を負う；法令違反行為があったときは、違反の性質、程度により、懲戒処分、行政処分をなされ、又は刑事責任を追及される。

第四節 最高人民検察院、中央軍事検察院の捜査機関の長、次長、捜査官及びその他の職員

第 91 条 最高人民検察院、中央軍事検察院の捜査機関の長、次長

- 1. 最高人民検察院、中央軍事検察院の捜査機関の長、次長は、最高人民検察院長官が任命、免任、解職する。
- 2. 最高人民検察院の捜査機関の長、次長は、自己の任務、権限の実行について法令上の責任及び最高人民検察院長官に対する責任を負う。
- 3. 中央軍事検察院の捜査機関の長、次長は、自己の任務、権限の遂行について、法令上の責任及び中央軍事検察院長官、最高人民検察院長官に対する責任を負う。

第 92 条 最高人民検察院、中央軍事検察院の捜査機関の捜査官及びその他の職員

- 1. 最高人民検察院、中央軍事検察院の捜査機関の各等級の捜査官及びその他の職員の任命基準、進級条件は、法律で定める。
- 2. 最高人民検察院の捜査機関の長が業務分配した任務、権限を実行する際、捜査機関の捜査官及びその他の職員は、法令を遵守し、捜査機関の長の直接的指導、最高人民検察院長官の統一的領導に従わなければならない。
- 3. 中央軍事検察院の捜査機関の長が業務分配した任務、権限を実行する際、捜査機関の捜査官及びその他職員は、法令を遵守し、捜査機関の長の直接的

指導，中央軍事檢察院の領導，最高人民檢察院長官の統一的領導に従わなければならない。

第五章 人民檢察院の活動の確保

第 93 条 人民檢察院の檢察官及び捜査官の総定員⁶⁰，人数，等級比率構成

1. 最高人民檢察院檢察官の人数は 19 人以下とする。
2. 各級の檢察院における檢察官の総定員，人数，檢察官の等級比率構成；最高人民檢察院の捜査官の人数，等級比率構成は，最高人民檢察院長官の提案に基づき，政府の意見を得て，国会常務委員会が決定する。
国会常務委員会が決定した檢察官の総定員，人数，等級比率構成に基づき，最高人民檢察院長官は，最高人民檢察院の各直轄機関及び下級の人民檢察院の檢察官，その他の公務員，準公務員及びその他の労働者の定員，人数を決定する。
3. 各級の軍事檢察院の檢察官の総定員，人数，檢察官の等級比率構成；中央軍事檢察院の捜査官の人数，等級比率構成は，最高人民檢察院長官の提案に基づき，国防大臣の同意を得て，国会常務委員会が決定する。
国会常務委員会が決定した軍事檢察院の檢察官の人数，等級比率構成に基づき，最高人民檢察院長官は，国防大臣の同意を得て，各級の軍事檢察院の檢察官の人数を決定する。

第 94 条 経費及び物質的基礎

1. 国家は，法令の規定に従って，人民檢察院の活動経費，物質的基礎を確保する。
2. 人民檢察院の活動経費は，最高人民檢察院が予算案を作成して政府に提案し，政府が国会に上程して国会が決定する。人民檢察院の活動経費予算案に関し，政府と最高人民檢察院が合意しない場合において，最高人民檢察院長官は，国会に建議して検討，決定を仰ぐ。経費の管理，分配及び使用は，予算に関する法令の規定に従って実行される。
3. 軍事檢察院の活動経費は，中央軍事檢察院長官が予算案を作成して国防省へ報告し，国防省が政府に提案し，政府が国会に上程して国会が決定する。各軍事檢察院の活動経費の管理，分配及び使用は，予算に関する法令の規定に従って実行される。
4. 国家は，人民檢察院に対する本部，活動能力向上のための施設設備の建設投資を優先する。
軍事檢察院の本部，施設設備，業務用具は，国防大臣の提案に基づき，政府が確保する。

⁶⁰ 「総定員」は，原文では“tổng biên chế”である。

第95条 給与制度

1. 検察官，捜査官，検査官には個別の俸給表⁶¹がある。
2. 人民検察院の検察官，捜査官，検査官の給与制度は，最高人民検察院長官の提案を基礎として，国会常務委員会が決定する。人民検察院のその他の公務員，準公務員，その他の労働者の給与制度は，法令の規定に従う。
3. 軍事検察院の検察官，捜査官，検査官，その他の軍人，公務員，準公務員及びその他の労働者の給与制度は，軍隊の制度に従う。

第96条 手当制度

1. 人民検察院の幹部，公務員，準公務員の特殊手当制度は，最高人民検察院長官が提案し，国会常務委員会，政府が決定する。
2. 軍事検察院の検察官，捜査官，検査官，その他の軍人，公務員，準公務員，その他の労働者は，法令の規定に従って，検察院の手当を受けることができる。
3. その他の手当制度は法令の規定に従う。

第97条 制服，検察官の身分証明書，捜査官，検査官の認定書

1. 人民検察院の幹部，公務員，準公務員及びその他の労働者は，制服及びバッジの支給を受ける；任務遂行のため，検察官は襟章，身分証明書⁶²；捜査官，検査官は襟章，認定書⁶³の支給を受ける。
軍事検察院の検察官，捜査官，検査官，その他の軍人，公務員，準公務員，その他の労働者は，軍隊の制度に従って制服の支給を受ける。
2. 国会常務委員会は，最高人民検察院長官の提案を基礎として，人民検察部門の制服，各級の人民検察院の指導部，検察官，捜査官，検査官のバッジ，襟章の支給，使用の制度を定める。
最高人民検察院長官は，制服のデザイン，素材，色彩を定める；人民検察院のその他の公務員，準公務員及びその他の労働者に対する制服の支給及び使用の制度を定める。
3. 検察官の身分証明書は，最高人民検察院長官が発行し，管理する。検察官の身分証明書のデザイン，寸法，色彩は，最高人民検察院長官の提案を基礎として，国会常務委員会が定める。
4. 捜査官，検査官の認定書は，最高人民検察院長官が規定，発行，管理する。

第98条 人材創造，育成制度

⁶¹ 「俸給表」は，原文では“thang bậc lương riêng”である。

⁶² 「身分証明書」は，原文では“giấy chứng minh”である。

⁶³ 「認定書」は，原文では“giấy chứng nhận”である。

1. 国家は、法令の規定に従って、人民検察院の人材創造、育成業務にかかる経費を確保する。
2. 国家は、人民検察院に資するため、人材開発を奨励し、良好な環境を整備する；少数民族である、又は山岳地帯、島嶼部、経済社会的に特に困難な環境にある地域で業務を行う人民検察院の公務員、準公務員の人材創造、育成を優先する政策を取る。
3. 軍事検察院の検察官、捜査官、検査官、その他の軍人、公務員、準公務員及びその他の労働者は、最高人民検察院及び国防省の規定に従って人材創造、育成される。

第 99 条 顕彰、違反処分

1. 業績を上げた人民検察院の幹部、公務員、準公務員及びその他の労働者は、競争・顕彰に関する法令の規定及び人民検察院の規定に従って顕彰される。
業績を上げた軍事検察院の軍人、公務員、準公務員及びその他の労働者は、競争・顕彰に関する法令の規定、人民検察院、国防省の規定に従って顕彰される。
2. 人民検察院の幹部、公務員、準公務員及びその他の労働者が、法令又は規律に違反したときは、法令の規定及び人民検察院の規定に従って、違反の性質、程度により、懲戒処分、行政処分をなされ、又は刑事責任を追及される。
軍事検察院の軍人、公務員、準公務員及びその他の労働者が法令又は規律に違反したときは、法令の規定、人民検察院、国防省の規定に従って、違反の性質、程度により、懲戒処分、行政処分をなされ、又は刑事責任を追及される。

第六章 執行条項

第 100 条 施行効力

1. この法律は 2015 年 6 月 1 日から施行効力を生ずる。ただし、この条第 2 項に規定する条項を除く。
2. 人民検察院組織法第 40 条、第 49 条、第 63 条 3 項から 5 項、第 74 条、第 76 条、第 79 条 1 項 b 号及び c 号、第 80 条 1 項 b 号及び c 号、第 93 条 1 項は、2015 年 2 月 1 日から効力を生ずる。
3. 人民検察院組織法（34/2002/QH10）、国会常務委員会令（15/2011/PL-UBTVQH12）により一部条項を修正、補充された人民検察院検察官令（03/2002/PL-UBTVQH11）、軍事検察院組織令（05/2002/PL-UBTVQH11）は、この法律が効力を生じた日から失効する。

第 101 条 施行案内

政府、最高人民検察院及び各関係機関は、自己の任務、権限の範囲内において、この法律第31条2項、第86条、第87条、第90条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条及び第99条の詳細を規定し、施行を案内する。

この法律は、2014年11月24日、ベトナム社会主義共和国第13期国会第8会期において採択された。

国会議長

グエン・シン・フン